

掛川市有機農業実施計画

1. 市区町村
掛川市
2. 計画対象期間
令和8年 ～ 令和12年
3. 対象市区町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標
ア 有機農業の現状 <p>平成17年4月に旧掛川市、旧大東町、旧大須賀町の1市2町の合併により誕生した掛川市は、静岡県の大都市である静岡市と浜松市の間に位置する県西部の都市であり、北は南アルプス最南端の八高山と大尾山の峰から南は遠州灘まで、雄大な自然が広がる温暖な都市である。昭和54年に旧掛川市で全国に先駆けて「生涯学習都市宣言」が行われ、現在でもその理念が根付いている（合併後の平成19年12月に、この精神を引き継いだ「生涯学習都市宣言」を制定。）。掛川市における生涯学習は、個人の学びを自己の充実のみならず、まちづくりに生かしていこうという大きな特徴がある。</p> <p>本市の農業については、恵まれた自然環境の下、北部のお茶、南部の大規模水田、砂地を利用した露地栽培、施設園芸等、地域の特性を生かした多彩な農業が営まれており、その中でも茶は本市の基幹作物となっている。有機農業については、現在（令和6年）、109.9ha（実践者61経営体）で取組みが行われており、市内の経営耕地面積全体の約3.73%となっている。このうち茶は、平成28年度から茶の輸出促進を図るため有機JAS転換を図る生産者の支援を行っていることから、取組面積は87.2ha（実践者52経営体）となっており、他の作物においては、水稻16.3ha（6経営体）、野菜等6.4ha（3経営体）となっている。</p> <p>現在、持続可能な社会の実現のための取組みが多方面で求められている。</p> <p>国は農業分野における取組として「みどりの食料システム戦略」を令和3年5月に策定した。「生涯学習都市宣言」をした掛川市は、市民と行政相互の協働によるまちづくりを基礎としながら、この戦略に沿って生産者、流通・小売業者、消費者、学校教育、行政等が一体となった、持続性の高い農業生産に取り組むため、令和5年4月に「オーガニックビレッジ」を宣言した。</p> <p>一方、有機農業の課題は山積している。まず挙げられるのは、栽培知識・技術や生産物販売出口の不足である。また、有機農業転換期間中にかかる労力は価格に転嫁しにくく、コストがかさ</p>

み経営が安定しないため、慣行栽培からの転換が敬遠される傾向にある。こうした状況が栽培面積拡大や新規就農者の参入に対する障壁となり、有機農業拡大の阻害要因となっている。

他方、有機農業により生産された農産物には、一定の需要があることも確かである。特に茶は、近年輸出が好調のためオーガニック茶に対する需要は高く、市場取引においても慣行栽培の茶に比べ高値で取引されている。また、市内の農産物直売所からは有機野菜を求める声や、健康志向やエシカル消費といった社会的な動向が示すように、近年の消費サイドの有機農作物への関心は高まっている。これらの動向は生産・流通・小売等、どの分野においても認知されており、栽培技術の指導や転換期間中の生活支援を行い、同時に流通経路や販売出口を整備すれば、有機農業が拡大する余地があることを示している。

イ 5年後に目指す目標

○有機農業面積の拡大

項目	現状（令和6年度）	目標（令和12年度）
全体	109.9 ha	133.0 ha
うち 茶	87.2 ha	103.0 ha
うち 水稲	16.3 ha	20.0 ha
うち 野菜等	6.4 ha	10.0 ha

○有機農業者数の増加

項目	現状（令和6年度）	目標（令和12年度）
有機農業者	61 経営体	80 経営体

4. 取組内容

ア 有機農業の生産段階の推進の取組

新規就農者の受入・支援体制の構築

有機農業の新規参入を増やすために、研修会の開催や転換中の費用補助、圃場のあっせん、必要に応じた住まい等の紹介等により市内外からの有機農業参入者（就農者）の確保を図る。

栽培技術指導の支援・共有

自然栽培や化学肥料、化学農薬を使わない有機農業は、その土地に根差した営みであり、地域固有の知識が要求される実践である。栽培技術指導や情報共有は必須であるため、栽培講習会の実施や情報交換のための仕組みづくりを行う。

有機専用モデル区画の整備

掛川市内の有機圃場は慣行栽培と隣接している箇所も多いため、農薬の飛散や近隣との交渉が課題となっている。そこで、有機農業専用の区画を設け、安定した有機農業生産のための基盤を整える。

肥料の地産地消の取組

循環型の農業を実現するため、地域固有の取組として肥料の地産地消を検討する。市内の畜産農家や事業者等との連携を通じ、新たに活用が期待される廃棄物等を利用しながら、持続可能な資材供給体制を構築する。

イ 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

消費促進の取組

有機農産物の消費拡大を図るため、マルシェの開催や直売所及び小売店で販売コーナーを設置する。多くの消費者が有機農産物に触れ合い、理解を深める機会を設けることにより消費を喚起する。

情報発信

一般消費者に有機農業の魅力を知ってもらうため、また有機農業への新規参入を促すためにパンフレットやSNSを用いた情報発信を行う。写真や動画といった視覚的な情報発信を通じて、世代や地域を越えた広範な消費喚起を狙う。

茶の輸出拡大

茶の海外輸出は年々増加しており、今後も拡大が予想される。海外で求められるオーガニック茶の製造を拡大することが必要であり、有機農業（JAS認証取得）への転換支援、茶商社と連携しての輸出体制の整備を進める。また、輸出において特に好調なのは、抹茶（粉末茶）であることから、煎茶製造が主流の当市においても、有機碾茶・抹茶製造拡大に向けた実効性のある取組を検討、推進する。

学校給食での提供・学校での学習機会の創出

有機農産物を学校給食の食材として提供することで、小中学生に有機農業を身近に感じてもらう機会を創出する。給食での提供とあわせて学習や農業体験を行うことで、食育の一環として、五感を通じた有機農業の学習と、自然との触れ合いの機会を設ける。

進捗管理と学習する機会の確保

有機専用モデル区画でのオーガニックビレッジの進捗状況の可視化を図るとともに、景観保護区域をつくりながら、観光の側面を取り入れた体験圃場の整備により、環境や農業が一体的に学べる場所を確保する。

マーケティング人材の育成

有機農業生産者と販売者を繋ぎ、「掛川オーガニックビレッジの農産物」の販売活動ができるマーケティング人材の育成と仕組みづくりを行う。有機の野菜づくりは病虫害の大発生を防ぐため多品目栽培が一般的であり、市場流通に適さないなどの課題解消を図る。地域おこし協力隊をはじめ、地域を起点に活動を行う人材との連携により、生産者と販売業者の橋渡しをスムーズに行うことで、効果的な実施を目指す。

ECサイト等を活用した販売経路の多様化

生産者や流通業者に対し、ECサイト設置や加入を促すことで、販売経路の多様化を図る。必要に応じ、専門家の派遣やECサイト構築に関する費用を助成する等の支援を行う。

企業の農業参入への誘致

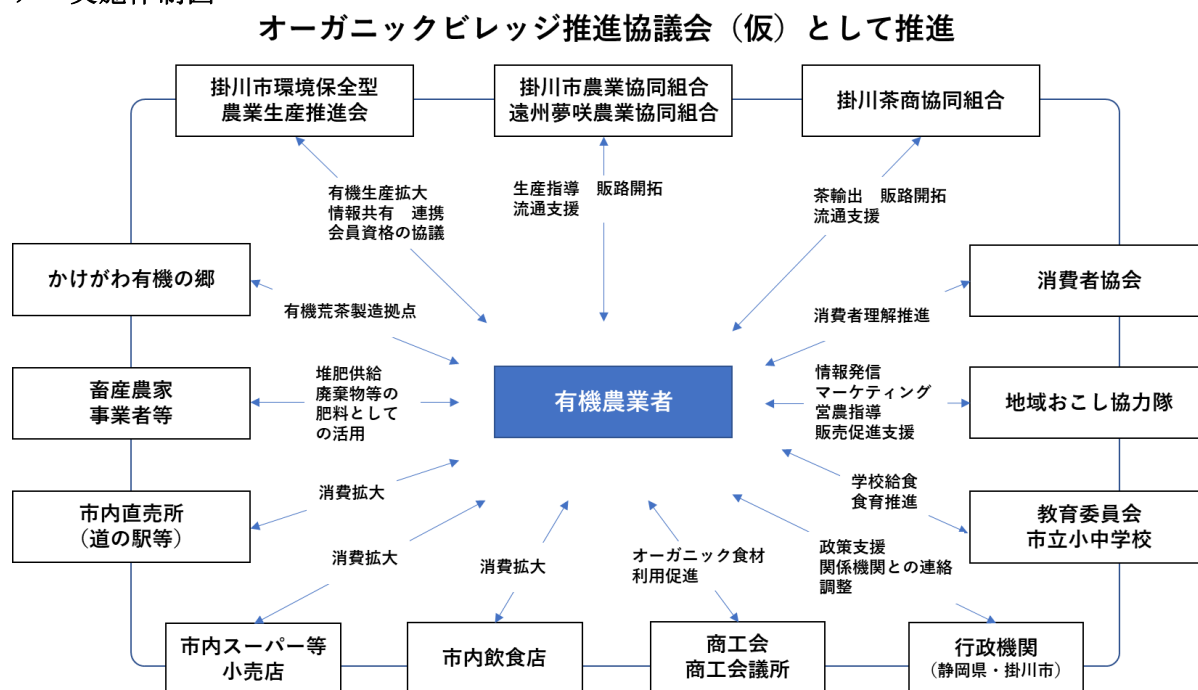
有機農業参入を検討している企業に対し広く呼びかけ、誘致を行う。また、飲食産業等からの働きかけに積極的に応えることで、有機農産物の安定した流通経路の確保に努める。さらには、法人に対し人材育成を支援することで、地域内での担い手の確保を促進する。

SDGs 認証制度の活用

一定の基準を満たした農業によって生産された農産物に対し認証を行う制度を活用する。市内の有機農産物の生産状況を把握したうえで、有機農産物が適切に流通・消費されるよう認証制度を設置する。必要に応じて、静岡県が創設する生産者SDGs認証制度等を活用しながら、より効果的な認証制度運用がなされるよう仕組みを整える。

5. 取組の推進体制図

ア 実施体制図



イ 関係者の役割

○有機農業者

有機栽培の実践や試行的取組の実施、取組面積の拡大、販路開拓、有機農産物のPR
スマート農業技術の導入、担い手の確保

○掛川市農業協同組合・遠州夢咲農業協同組合

農業者に対する技術的支援・情報共有、流通経路の確保

○掛川市環境保全型農業生産推進会

有機農業者間の情報共有・連携、有機農業者拡大の取組
会員資格（環境保全型農業者の定義）について定める

○掛川茶商協同組合

有機農業茶の輸出、販路拡大

○かけがわ有機の郷

有機JAS認証荒茶の製造、碾茶製造の導入検討

○市内スーパー等小売店、市内直売所、市内飲食店

有機農産物の取扱、消費に向けた宣伝

○教育委員会・市立小中学校

学校給食における有機農産物の提供を見据えた、食育活動内での有機農産物の利用
児童・生徒、保護者の有機農業に関する知識の普及及び意識の醸成

○地域おこし協力隊

市内有機農業のPR活動、市民に向けた市内有機農産物の販売促進、
有機農業者のマーケティング活動に対する技術支援
有機農業者を目指す人への指導並びに支援（市民農園における有機野菜作りを含む）

○消費者協会

有機農産物に対する消費者理解の推進

○商工会議所・商工会

市内飲食店への市内オーガニック食材の利用喚起

○畜産農家・事業者等

堆肥の供給
廃棄物等の肥料としての活用

○行政機関（静岡県・掛川市）

有機農業実施計画実現のための支援・事務処理、各種連携機関との連絡・調整

6. 資金計画

別紙のとおり

7. 本事業以外の関連事業の概要

掛川市は有機農業に対する市独自の補助や環境保全型農業生産推進会の組織を通じて、生産者に対する支援を行っている。基幹作物である茶をはじめとして、水稻や野菜等、様々な品目が支援の対象である。また、より効率的かつ安定的な農業推進のため、静岡県の助言を受けながら市内の各地域にて農地基盤整備を推進している。

8. みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について

静岡県との協働により基本計画を作成し、計画に沿って推進を行う。

9. その他（達成状況の評価、取組の周知等）

達成状況は各関係機関からのヒアリングをもとに随時実施し、定量的・定性的に行う。生産・流通・消費に係る各取組は相互に連携させることで、より一層の効果を見込む。